

品川区建築審査会運営規定

制定 昭和62年3月11日 品川区建築審査会決定

改正 平成6年12月14日

改正 令和2年 7月10日

(趣旨)

第1条 この規定は、品川区建築審査会条例（昭和58年品川区条例第18号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、品川区建築審査会（以下「審査会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(招集の通知)

第2条 会長は、条例第3条第2項の規定に基づき委員に招集の通知をする場合には、あわせて、当該議事に関係のある専門調査員に通知するものとする。

2 委員または専門調査員は、前項の招集の通知をうけた場合において、出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に申し出なければならない。

(会議録の作成)

第3条 審査会は、会議の概要を記した会議録を作成し、備えなければならない。

2 会議録が事実と相違ないことを証するため、議長および議長が指名する委員1名が署名する。

(会議録の保管)

第4条 会長は、会議録を書記（都市環境部住宅課長）に保管させる。

(専門調査員の事前調査)

第5条 専門調査員は、次の各号に掲げる事項について会長が必要であると認めるときは、審査会の開催日前に調査するものとする。

- 1 審査請求の形式要件等の事前審査
- 2 同意案件の現場調査

(関係者の退席)

第6条 会長は、審査請求事件の裁決に係る議事について、当該事件の処分庁の担当職員たる書記を退席させることができる。

(公文書の公開)

第7条 審査会の保有する公文書の公開に関しては、品川区情報公開・個人情報保護条例（平成16年品川区条例第32号）に定めるもののほか、別に定める。

(文書の取扱い)

第8条 文書の收受、発送、処理および保存に関しては、品川区文書取扱規定（昭和40年品川区訓令甲第26号）の定める例による。

(委任)

第9条 この規定に定めるもののほか審査会の運営について必要な事項は、会長が定める。